

皆さんの声を お寄せください

市では、まちづくりの主役である市民の皆さんの声をお聞きし、市政に反映できるように「広聴活動」を行っています。市政に対する皆さんのご意見をお寄せください。

市長への手紙

市長への手紙は、市民の皆さんが、いつでもご意見やご要望を市長に提案できるよう設けたものです。

意見などについては、市政に関する内容に限らせていただき、次のような場合は回答しません。

- ① 匿名や住所など必要事項が記入されていない場合や、虚偽と思われるもの
- ② 特定の個人や団体を誹謗、中傷するもの
- ③ 営利を目的にしていると思われるもの
- ④ 「市長への手紙」の趣旨から外れ、意味が不明なもの

◆提出方法

左ページの専用用紙を切り取り、必要事項を記入して、郵便ポストまたは後述する「まちづくりご意見箱」に投入してください。

見箱」に投函(切手不要)してください。

専用用紙以外でも受け付けますが、必ず「市長への手紙」と明記してください。

また、市ホームページからもメールで意見や要望を提案できます(メールによる意見は原則メールでの回答となります)。

まちづくりご意見箱

▼メールによるご意見はこちら



まちづくりご意見箱は、皆さんからの建設的なご意見やご提言をいただくためのもので、市役所などに設置してあります。

備え付けの用紙に記入し、その

まま箱に入れてください。

◆設置場所

市役所(玄関ロビー)、野栄総合支所、八日市場公民館



※市長への手紙やまちづくりご意見箱の回答は、案件によりお時間をいただく場合があります。

まちづくり懇談会

まちづくり懇談会は、皆さんのご意見やご提言などを市政に反映させるため、団体やグループが開催する座談会に市長が出席し、まちづくりに関する意見・提言を直接伺うものです。



◆実施概要

①まちづくり懇談会を開催できるのは、地区コミュニティ組織または市内が活動拠点の各種団体、グループ(政治団体、宗教活動を除く)で、原則10人以上とします。

②まちづくり懇談会は、テーマに沿って意見交換をします。単なる要望や苦情相談は対象とはしません。テーマ例：「地域活性化への提言」「子育て支援事業」など

③まちづくり懇談会の開催日・時間は、平日は10時から21時まで、土・日曜日は10時から17時までのそれぞれ2時間以内とします。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止を含めて変更となる場合があります。

▼まちづくり懇談会の詳細についてはこちら



これから、市民の皆さんの声をお聞きするための新たな広聴活動を実施していく予定です。

新たな広聴活動の詳細については、本紙および市ホームページなどで随時お知らせしていきます。

問 秘書課広報聴班

☎ 73・0080

289-2190

(注：料金受取人変払専用番号)

料金受取人払郵便

八日市場局承認

2201

差出有効期間
令和6年4月
30日まで

「切手を貼らず
にお出しくだ
さい」

巫瑛市八日市場八七九三番地二

巫瑛市役所内

巫瑛市長 宮内 康 幸

行



市長への手紙



あなたの声をお寄せください。

「市長への手紙」は、まちづくりの主役である市民の皆さんが、いつでも市長に対し、ご意見やご要望を提案できるよう設けたものです。

お近くの郵便ポストまたは市役所、野栄総合支所、八日市場公民館のご意見箱に投函してください。

市政に対し、日頃から考えていることや気付かれたことなど、お気軽にお寄せください。

皆さんからいただきましたご意見やご要望は、私が目を通した上で、各担当課の対応を確認し、回答します。

巫瑛市長 宮内 康 幸

☎秘書課広報広聴班 ☎73-0080

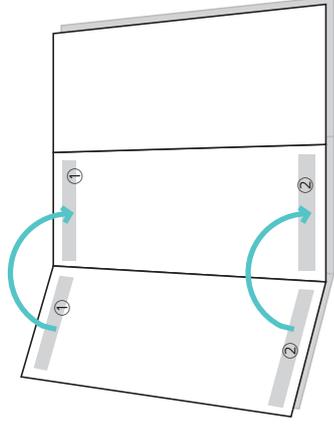
※市政とは関係のない内容や個人・団体を誹謗、中傷するような内容は固くお断りします。

の り し ろ ⑤
お り 線

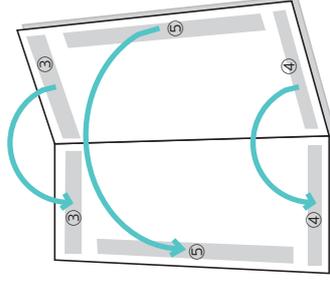
の り し ろ ③

この用紙の使い方

●宛先が表になるように投稿原稿用紙の面を内側に折って「のりしろ①」と「のりしろ②」、「のりしろ③」と「のりしろ④」と「のりしろ⑤」をまず貼り合わせます。



●次に「のりしろ③」「のりしろ④」「のりしろ⑤」を貼り合わせてください。



※皆さんからの貴重なご意見が隠れてしまわないよう、なるべくのりが、はみ出さないようにご注意ください。

の り し ろ ④